

【第2期】

太子町
いのち支える
自殺対策計画

概要版

令和 6(2024)年度 ~ 令和 10(2028)年度

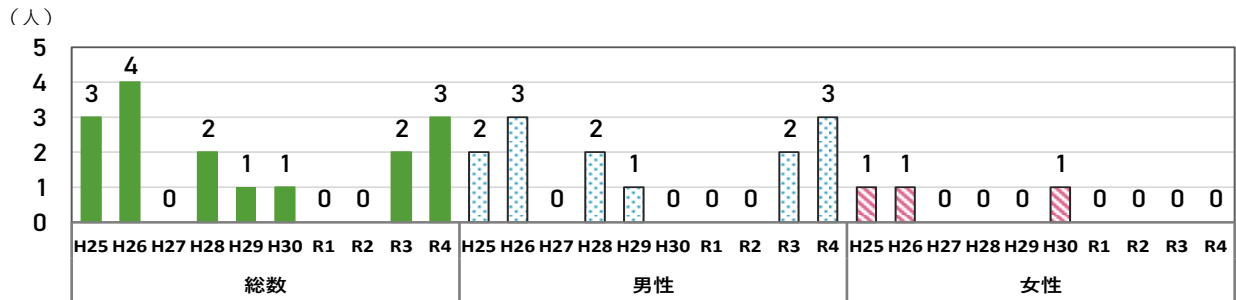


令和 6 年 3 月
大阪府 太子町

町をとりまく自殺の現状

■自殺者数の推移（平成 25 年～令和 4 年）

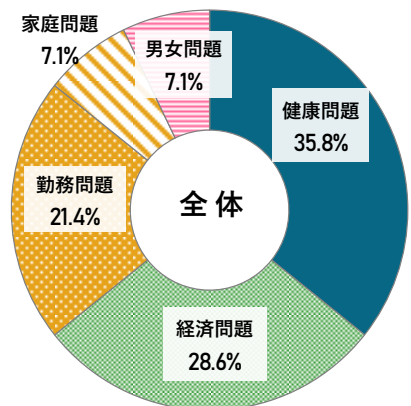
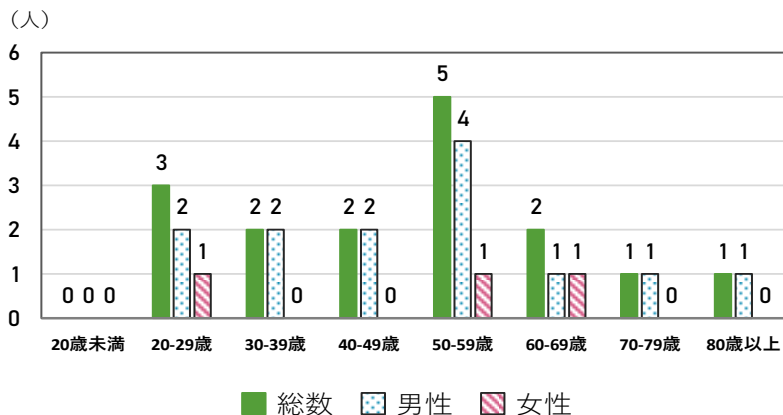
○本町の自殺者の総数は、平成 25 年～令和 4 年の間、0～4 人／年の幅で推移しており、性別では男性の割合が高くなっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

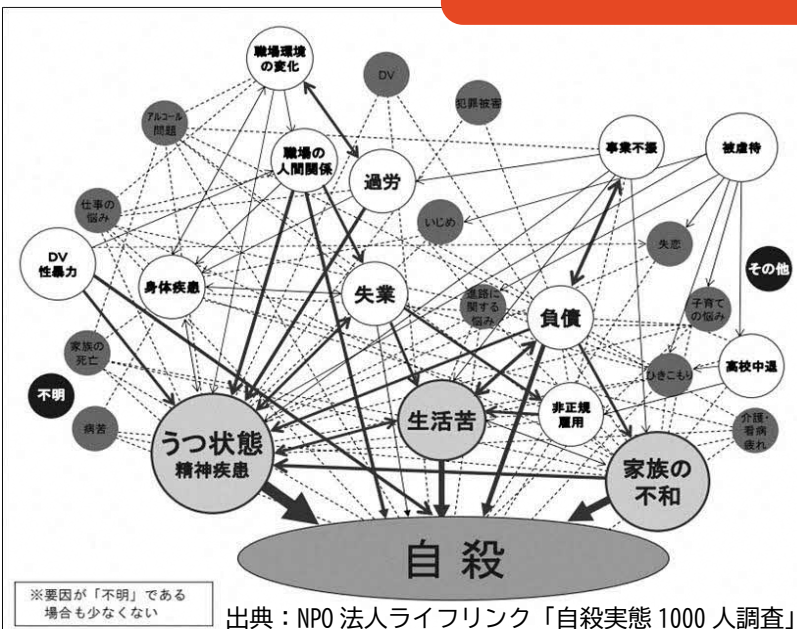
■年齢層別の自殺者数（平成 25 年～令和 4 年の合計人数） ■自殺の原因・動機（平成 25 年～令和 4 年） （平成 25 年～令和 4 年の累計）

○本町の年齢層別の自殺者数は、20 歳代では 3 人となっています。
○30 歳代～60 歳代も一定数の自殺者が見られることから、これらの年齢層にも重点的な啓発や様々な取組が求められます。
○本町の自殺の原因・動機は、「健康問題」が 35.8%と最も高く、次いで、「経済問題」（28.6%）、「勤務問題」（21.4%）の順となっています。



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

自殺の危機経路



自殺の原因・動機は単純ではなく、様々な要因が複雑に絡み合って、自殺に至るといわれています。次の図は、NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク実施「自殺実態 1000 人調査」からみえてきた「自殺の危機経路（自殺に至るプロセス）」です。「自殺の危機経路」における○印の大きさは要因の発生頻度を表しています。○印が大きいほど、自殺者にその要因が抱えられていた頻度が高いということです。また、矢印の太さは、要因と要因の連鎖の強さを表しており、矢印が太いほど因果関係が強いことになります。

自殺の直接的な要因では「うつ状態」が最も大きくなっていますが、「うつ状態」になるまでには複数の要因が存在し、連鎖しています。また、自殺で亡くなった方は「平均 4 つの要因」を抱えていたことが分かっています。

本町の現状分析と課題

1. 町の状況

○地域づくりの観点からも自殺に関する知識の普及啓発や心身の健康に関する施策の強化に努めるとともに、町職員や地域住民等による日常からの気づきやつながり等を意識した支援体制の構築が求められます。

2. 考察

○自殺に至る要因として「うつ状態（精神疾患）」が挙げられます。平成 25 年～令和4年の 10 年間では、本町の自殺の原因・動機について「健康問題」が最も高いため、医療機関へのつながりを意識した施策展開に取り組む必要があります。
○本町における自殺の原因・動機では「経済問題」、「勤務問題」も高く、また、他の年代と比べて 50 歳代の自殺者数が多いことから、直接支援の他、家族や周囲の人たちからの情報提供ができるよう啓発周知に取り組む必要があります。
○今後の超高齢社会を見据え、働き世代・若者への支援は、地域社会機能を維持する観点から取り組む必要があります。

3. アンケート から見る考察

※令和元年度に住民向けに実施。

○ストレスを感じる方がやや減少している一方、ストレスを解消できている人は少なくなっています。自らのストレスをチェックして心身ともに健やかに保てるよう、ライフステージに応じた支援が求められます。
○児童生徒については、悩みがある割合が4人に一人程度となっています。スクールカウンセラーによる相談支援等を充実するとともに、悩みがあるときは信用できる誰かに相談する意識を醸成することに努める必要があります。

数値目標

計画最終年度の令和 10 年までの間、
「誰も自殺に追い込まれない町（自殺者数0人）」とする



本計画で目指すこと

若年層・働き世代 へのアプローチ

- ◆働き世代・若者への支援は、地域社会機能を維持する観点から重要
- ◆サインを出している子どもや若者、子育て世代の人に、周囲が気づき、相談支援に応じることができる体制の充実
- ◆経営者や就労者に対する相談支援体制の充実や家族の気づきによる相談から勤務先への情報提供や助言

人材育成

- ◆誰も自殺に追い込まれない町となるよう支援の輪の充実が必要
- ◆自殺リスクのある人の早期発見と対応のため、そのサインに気づき、話を聴き、見守りながら必要な支援機関につなげることができる人材（ゲートキーパー）の育成を推進
- ◆各事業や窓口対応の人材の資質の向上

精神疾患への理解

- ◆自殺に至る要因として「うつ状態（精神疾患）」が挙げられ、本町における自殺の原因・動機は「健康問題」が最も高く、医療機関へのつながりを意識した施策展開が必要
- ◆精神疾患や精神科医療に対する偏見をなくすため、町広報の充実を図ると共に、地域住民や医療機関、関係機関、行政職員及び本人も含めた意識の醸成

重点施策

重点施策 1

子ども・若者・子育て世代への支援

事業(抜粋)

- 子育て総合学校支援事業
- 就学に関する事務
- 児童虐待防止事業

重点施策 3

就労・失業等や生活困窮への支援

事業(抜粋)

- 生活困窮等相談事務(地域福祉コーディネーター配置)
- 就労相談事業

重点施策 2

精神疾患の理解と適切な医療につなぐ支援

事業(抜粋)

- 心の相談会「こころほぐしの会」
- 総合相談事業
- 医療・介護の連携

重点施策 4

勤務・経営・就労環境への支援

事業(抜粋)

- 職員の健康管理事務
- 商工会事業

基本施策

基本施策 1

生きることの促進要因への支援

基本施策 4

児童生徒のSOSの出し方に関する教育

基本施策 2

住民への啓発と周知

基本施策 5

地域におけるネットワークの強化

基本施策 3

自殺対策を支える人材の育成



本計画の推進体制

○「太子町自殺対策推進本部」及び「太子町自殺対策ネットワーク会議」の2つが「太子町のち支える自殺対策協議会」として設置されており、この協議会において本町の自殺対策の方向性が定められています。さらに、自殺対策に取り組むうえでの関係各課の連携や情報共有、課題解決等を図るために「太子町自殺対策庁内連絡会議」が設置されています。

